

議 事 日 程

第 5 回定例会
R 4 . 5 . 1 1 午前 10 時
狛江市防災センター 4 階会議室

1 審議事項

- (1) 議案第 21 号
狛江市立学校副校長人事の内申について
- (2) 議案第 22 号
狛江市立学校における情報端末の利用及び管理に関する要綱の一部を改正する要綱

2 報告事項

－ 議会報告 －

な し

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

- (1) 令和 3 年度通学路合同点検に基づく対策実施結果について
- (2) 学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について (3)

議案第 21 号

狛江市立学校副校長人事の内申について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 5 月 11 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 20 年教育委員会規則第 11 号）第 3 条第 2 項に基づき，教育長が専決した令和 4 年 5 月 1 日付け狛江市立学校副校長人事の内申について，承認を求める。

写

東京都教育委員会 様

狛江市

教育委員会

(公印省略)

副校長の任命(転任・新任)について(内申)

このことについて、下記の通り発令されるよう内申します。

記

1 発令年月日 令和 4 年 5 月 1 日

2 被発令者 (校種 小学校・副校長)

No.	職員番号	氏名	職名	新任地区番号	新任地区名	新任校	備考	現任地区番号	現任地区名	現任校	種別	区分
1	09546065	池下 陽郎	副校長	40	狛江	狛江第一		40	狛江	和泉	昇任	内転
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

(記入上の注意)

- 小・中学校別、校長・副校長別に1枚ずつ作成する。
- 「種別」「区分」は、都教委の提示した管理職異動者昇任者名簿の「転任」「昇任」「再任」「採用」、「内転」「外転」を記入する。
- 統括校長は、職名は「校長」とし、備考欄に「統括校長(新規)」または「統括校長(継続)」と記載する。
- 欄が不足する場合は、行を追加して作成する。ただし、1頁に収まるようにする。
- 学校名は、「〇〇区(市町村)立」及び「小学校」「中学校」の表記を省略し、校名は略さずに記載する。ただし、異校種の場合は、現任校名を「〇〇中」のように校種を表記する。
- 電子データをメールで提出する。原本の提出及び公印の押印は不要とする。

議案第 22 号

狛江市立学校における情報端末の利用及び管理に関する要綱の一部を改正する
要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 5 月 11 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市情報セキュリティ基本方針（令和 4 年規則第 9 号）等の改正に伴い、
所要の改正を行う。

狛江市立学校における情報端末の利用及び管理に関する要綱の一部を改正する要綱
(案)令和4年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市立学校における情報端末の利用及び管理に関する要綱（平成25年教育委員会要綱第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(情報セキュリティ対策) 第10条 情報セキュリティ対策については、 狛江市情報セキュリティ基本方針（ <u>令和4年規則第9号</u> ）及び狛江市情報セキュリティ対策基準（ <u>令和4年3月24日市長決裁</u> ）の規定を準用する。	(情報セキュリティ対策) 第10条 情報セキュリティ対策については、 狛江市情報セキュリティ基本方針（ <u>平成16年規則第41号</u> ）及び狛江市情報セキュリティ対策基準（ <u>平成22年4月27日市長決裁</u> ）の規定を準用する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

令和3年度 狛江市通学路合同点検に基づく対策箇所一覧表(令和4年3月末現在)

学区	住所・位置	課題内容	対策内容	対策実施機関	対策時期
一 小	和泉本町1-15~18 (クランドメゾン裏手T字路になっている3カ所)	過去にT字路で自転車とバイク接触事故あり。最近でも接触事故があり児童が救急車で運ばれるところを見ました、という報告もあり。	横断歩道、白線、停止線の塗り直し 横断歩道標識を一回り大きいものに付け替え	調布警察署	令和3年11月対策済
	一小体育館側の校門付近の側道	アスファルトが凸凹して歩きにくい。道路沿いの一小の柵が錆びて劣化が進んでいる。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
	和泉本町1-10と11の間の道	草木に沿ってガードレールが設置されているが、錆びて破損している。	ガードレールを撤去	環境政策課	令和4年1月対策済
	和泉本町1-8 ミニストップ付近の本町通り	車が速い速度で通過することがあるが、横断歩道のない場所で児童(大人も含む)が渡ってしまうことがよくある。	近隣に横断歩道が既にあるため新規の設置は不可 取り締まり強化(調布警察署)	調布警察署	対策済
	中和泉1-2 付近の交差点	歩道に自転車が止まっていることが多く、歩行者の妨げになっている。日中の歩行者用ボタンがないため、多くの人が信号無視をしている。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
	品川道(中和泉1-4、5 付近)	制限速度30kmを守らない車が多く、危険。	①速度抑制の路面標示設置を検討 ②一時停止取り締まり強化	①道路交通課 ②調布警察署	①令和3年11月対策済 ②対策済
	東和泉1-15、16(狛江駅南口前)	①「注意」と路面標示があるが、徐行もせずに通行する車両があり、危険。 ②子供の飛び出しが多い。 ③狛江駅前郵便局側から駅に渡る手前の路面標示が消えている。	「左右注意」の路面標示の塗り直し	道路交通課	令和3年12月対策済
	東和泉1-18(クオール薬局前)	路上駐車をしている自動車が多い。駐車のためにバックで入ってくる車両があり、危険。	駐車取り締まり強化 私道のためハード面での対策は不可	調布警察署	対策済
	東和泉1-18(クオール薬局横の脇道)	停止せずに通行する車両があり、危険。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
	東和泉1-14-15(ローソン角)	高架を挟んで奥側には横断歩道と停止線があるが、ローソン角には横断歩道はない。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
	岩戸北3-10	カーブミラーがなく、自転車を含め交通量が多く、危険。	①カーブミラー設置可能な場所なし 「止まれ」の路面標示の塗り直し ②自転車止まれシート(規則マークシート)を路面に貼付、白線(指導線)の塗り直し	①調布警察署 ②道路交通課	①令和3年11月対策済 ②令和3年12月対策済
	狛江駅ふれあい側道 (駐輪場(オダクル)付近~第三中学校)	近隣で不審者情報をよく聞くので、防犯カメラを設置してほしい。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
三 小	一の橋交差点、岩戸交番前	Y字路で歩道が途切れている箇所があり、斜め横断をせざるを得ない箇所がある。世田谷通りから右折してくる車も多く危険。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
六 小	駒井町3-34-6 駒井バス停付近	緩いカーブであり、トラックのすれ違いも多く危険	①グリーンベルト、区画線の塗り直し ②猪駒通り、駒井大通りのスピード超過取り締まり強化を行う。	①道路交通課 ②調布警察署	①令和4年3月対策済 ②対策済
	駒井町1-8-9	道路が狭くすれ違い時が危険	「カーブ有り」または「速度落とせ」の路面標示を塗布	道路交通課	令和3年11月対策済
	東和泉3-3周辺	不審者情報有り	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。 パトロール強化を行う。	調布警察署	実施済
緑 野 小	和泉本町4-9-10	不審者、痴漢の被害が出ている	近隣に防犯カメラの設置	教育委員会	令和4年3月対策済
	和泉本町4-7-51 付近	子どもへの声かけ事案発生場所(監視庁事件事故発生マップより)	近隣に防犯カメラの設置	教育委員会	令和4年3月対策済
一 中	和泉本町3-24 (緑野小と市民総合体育館の間)	街灯が少なく、暗い。以前に接触事故あり。 交通、防犯面で心配。	白線の塗り直し 街灯は適切な間隔で配置済み	道路交通課	令和3年12月対策済
	和泉本町1-12、10 (市民グラウンドのななめ前の路地)	交通量が多く危ない。 トラックがよく止まっている。	駐車取り締まり強化	調布警察署	対策済
二 中	「狛江二中前」交差点	横断歩道のラインが消えている。横断歩道との境界がわかりにくく、生徒以外にも歩行者が横断歩道上にて信号待ちをしている。二子玉川方面から左折の車が歩行者を巻き込みそうで危ない。	①区画線の設置 ②横断歩道の塗り直し	①道路交通課 ②調布警察署	①令和3年12月対策済 ②令和3年11月対策済
	「狛江二中前」交差点~二中通り	登下校時間帯の規制がいつの間になくなってきている。スピード超過の車が多い。	規制はもともとなく、現状実現可能な対策は実施済み	教育委員会	対策済

学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について (3)

学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業を下記のとおり実施いたしましたので報告します。

学校名	対象	期間	理由
第三中学校	第 1 学年 1 学級	令和 4 年 4 月 15 日 から 18 日まで	新型コロナウイルス感染症陽性者及び風邪等の症状を有する者が複数確認されたため。
第三中学校	第 1 学年	令和 4 年 4 月 19 日 から 21 日まで	新型コロナウイルス感染症陽性者及び風邪等の症状を有する者が複数確認されたため。

なお、いずれの学校においても学校関係者の濃厚接触者及びクラスター等の発生は確認されていません。